

たつの市道の駅条例 (平成20年12月25日条例第49号)

(設置)

第1条 道路を利用する者に良好な休憩の場を提供するとともに、観光情報及び地域情報の発信、地域特産品の販売等を通して、地域交流の促進及び産業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、たつの市道の駅(以下「道の駅」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
道の駅しんぐう	たつの市新宮町平野99番地2
道の駅みつ	たつの市御津町室津896番地23

(事業)

第3条 道の駅は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光情報及び地域情報の発信に関する事業
- (2) 農林水産物等の特産品の展示及び販売並びに飲食物の販売に関する事業
- (3) 地域交流及び地域の振興を目的としたイベントの開催に関する事業
- (4) 体験型観光を通じた来訪者と市民の交流に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(休館日)

第4条 道の駅の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 道の駅しんぐうは毎週火曜日、道の駅みつは毎週水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日
- (2) 12月30日から翌年1月2日までの日

(開館時間)

第5条 道の駅の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(行為の禁止)

第6条 道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 建物、設備、敷地等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
- (4) 第3条に掲げる事業の実施に係るものを除き、車両を長時間継続して駐車する行為
- (5) 利用者の妨げとなる集会その他の行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障となる行為

(使用の許可)

第7条 道の駅の施設を営業行為、催事その他これに類する行為のために使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更し、又は使用を取消しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に施設の管理運営上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備、敷地等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第8条 前条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により、使用することができないとき。
- (2) 災害その他不可抗力により、使用できなくなったとき。
- (3) 使用前に使用許可の変更又は取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により、第7条の許可を受けたとき。
  - (3) 関係職員の指示に従わないとき。
  - (4) 使用の許可の条件に違反したとき。
  - (5) 第7条第3項各号に規定する事由が発生したとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。
- 2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わってこれを実施し、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者及び利用者は、故意又は過失により、建物、設備、敷地等をき損し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 道の駅の全部又は一部の管理及び運営に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により道の駅の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条、第7条、第12条及び第13条の規定の適用については、第4条及び第5条中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 道の駅の維持管理に関する業務
- (2) 道の駅の使用の許可に関する業務
- (3) 第3条に規定する事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第17条 市長は、第15条第1項の規定により道の駅の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合においては、道の駅の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得

て定めるものとする。

- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  
(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。(平成22年2月規則第1号で、同22年2月20日から施行)  
(たつの市新宮ふるさと館(道の駅しんぐう)条例の廃止)
- 2 たつの市新宮ふるさと館(道の駅しんぐう)条例(平成17年条例第117号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、たつの市新宮ふるさと館(道の駅しんぐう)条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(準備行為)
- 4 第15条第1項に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

別表(第9条、第17条関係)

区分		使用料
土地使用料	専用使用	1年につき、使用部分の公有財産台帳価格の100分の4に相当する額
	一時使用	1日1㎡につき 100円
建物使用料	専用使用	1年につき、使用部分の公有財産台帳価格を建物の耐用年数(建物の耐用年数が異なる部分がある場合は、主となる建物の耐用年数)で除して得た額とその部分の土地の使用料に相当する額との合計額
	一時使用	1日1㎡につき 200円
体験学習室	4時間未満	2,000円
	4時間以上	4,000円

(注)

- 1 使用料の算定の基礎となる使用の期間が1年に満たない場合は、月割りをもって計算し、その期間が1か月に満たない場合又はその期間に1か月未満の端数がある場合は、これを1か月とする。
- 2 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 冷房又は暖房設備を利用する場合は、当該施設の使用料の50%に相当する額を加算した額とする。

つの市道の駅条例施行規則（平成22年2月18日規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、たつの市道の駅条例（平成20年条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可等）

第2条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、道の駅使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により道の駅の施設の使用を許可するときは、道の駅使用許可書（様式第2号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

3 使用を許可する期間は、1年を超えることができない。ただし、これを更新することができる。

4 前項ただし書の規定により、使用許可を更新しようとする者は、当該使用許可期間満了の30日前までに第1項の申請書を市長に提出しなければならない。

（使用の変更等）

第3条 条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された事項を変更し、又は使用を取消しようとするときは、道の駅使用変更（取消）許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請により許可するときは、道の駅使用変更（取消）許可書（様式第4号）を当該申請を行った者に交付するものとする。

（使用料の減免等）

第4条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の率は、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、道の駅使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第5条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、道の駅使用料還付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（使用者等の遵守事項）

第6条 使用者及び利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用した設備、備品等は、現状に回復し、整理整頓すること。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 許可を得ないで、壁、柱等に張り紙をし、又はくぎ等を打たないこと。
- (4) 許可を得ないで、物品の販売、展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上必要な指示に従うこと。

（指定管理者に係る読替え）

第7条 条例第15条第1項の規定により道の駅の管理及び運営を指定管理者に行わせる場合における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第1項中「様式第1号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「様式第2号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と、同条第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「様式第3号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「様式第4号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」とする。

（利用料金の取扱い）

第8条 条例第17条第4項の規定により利用料金を減免することができる場合及び減免の率は、別表に定めるとおりとする。この場合において、同表中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年2月20日から施行する。

（たつの市新宮ふるさと館（道の駅しんぐう）条例施行規則の廃止）

2 たつの市新宮ふるさと館（道の駅しんぐう）条例施行規則（平成17年規則第98号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、たつの市新宮ふるさと館（道の駅しんぐう）条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条、第8条関係）

減免することができる場合	減免の率
(1) 市及びその所属する機関が主催又は共催する事業のために使用する とき。	100分の100
(2) 市内の公共的団体等が公益のために使用する 場合で、市長が特に必要と認めるとき。	100分の50
(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の 事由があると認めるとき。	市長が相当と認める率

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第5条関係）